

# 『大都市制度(特別区設置)協議会』だより

令和2年(2020年)6月[第10号]

発行・編集／大都市制度(特別区設置)協議会(事務局) 副首都推進局内  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX番号 06-6202-9355

## “副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度”として、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現をめざしています。

特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。

### これまでの協議会の開催状況

### 第32回(令和2年1月)～第33回(令和2年2月)

## 特別区設置協定書(案)

回次	議事内容
第32回 (令和2年1月31日)	特別区設置協定書(案)、特別区設置に向けた工程表

- 大阪府・大阪市の両議会で「特別区設置協定書」が承認され、住民投票が実施されることとなれば、「特別区設置協定書」について「賛成」か「反対」かの判断をいただくことになります。
- 大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、次の事項などを定める必要があり、協議が進められています。
- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務の分担に応じて、財源の配分、財産・債務の承継、必要な職員配置を行います。

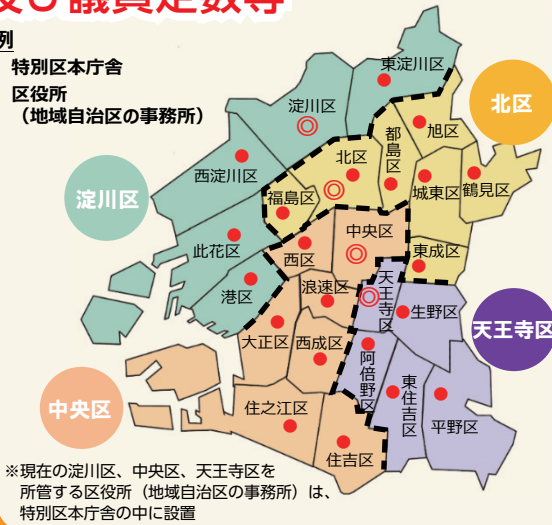
### 特別区の名称・区域及び議員定数等

#### ◆4つの特別区を設置

特別区の名称	本庁舎の位置	議員定数
淀川区	現 淀川区役所	18人
北区	現 大阪市本庁舎(中之島庁舎)	23人
中央区	現 中央区役所	23人
天王寺区	現 天王寺区役所	19人

#### 凡例

- 印 特別区本庁舎
- 印 区役所(地域自治体の事務所)



※現在の淀川区、中央区、天王寺区を所管する区役所(地域自治体の事務所)は、特別区本庁舎の中に設置

### 事務の分担

#### ◆特別区と大阪府の役割分担を徹底

- 特別区** 住民に身近な事務
- 大阪府** 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

### 職員の移管

#### (特別区・大阪府への職員配置)

- ◆特別区と大阪府の事務分担に応じて必要な職員を配置
- ◆特別区長と知事の人員マネジメントのもと、それぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざす

### 財政の調整

- ◆特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分
- ◆特別区には、各区の税収格差を是正できるよう、財源を配分

### 地域自治体・区役所

- ◆現在の24区単位で地域自治体を設置
- ◆現在の窓口サービスなどを引き続き実施

### 特別区の設置の日

- ◆2025年(令和7年)1月1日

### 大阪市の財産・債務の取扱い

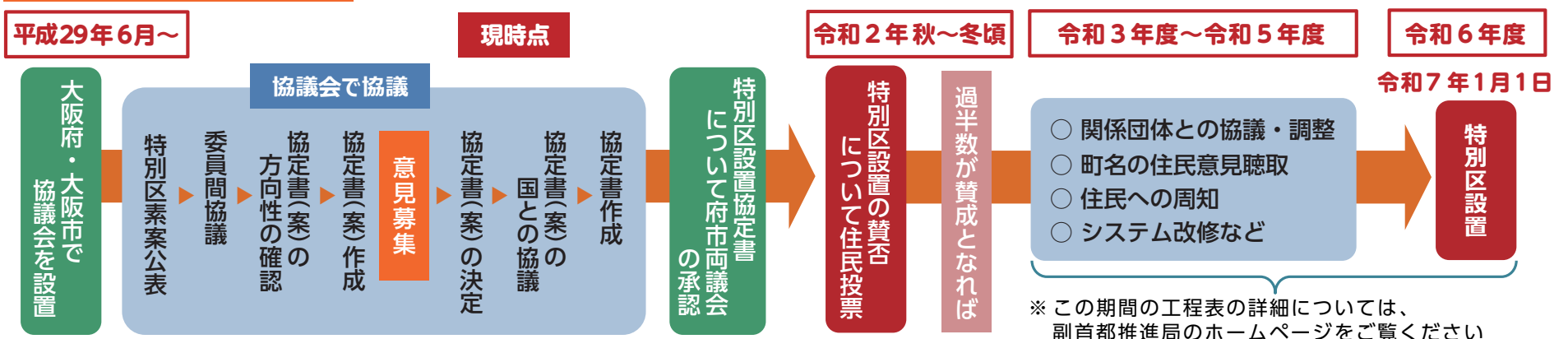
- ◆特別区と大阪府の事務分担などを踏まえて財産・債務を承継
- ◆株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本
- ◆発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して償還(償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担)

## 特別区設置に向けた工程表について

- 住民投票後、設置準備業務を推進する「準備組織」を速やかに設置し、府市関係部局と緊密に連携しながら、設置準備業務を着実に進め、進捗に応じて議会への報告と住民への周知を的確に行います。

### 特別区設置までの流れ

※第27回協議会会長提出資料及び第32回協議会資料をもとに作成



## 第32回協議会での委員の発言

<b>維新</b>	・設置準備期間中の町名への住民意見反映は意味があり、住民アンケートや区政会議などで積極的に意見集約すべき。(横山委員)	<b>自民</b>	・住民投票後に町名の意見を聞くことは反対。市民にとって住所は大事な判断材料であり、住民投票前に明記すべき。(北野委員)
<b>公明</b>	・運転免許証をはじめ住所変更手続きは不要となるよう調整することだが、可能な限り手続きの簡素化を進めるべき。(山田委員)	<b>共産</b>	・議員定数は近隣中核市と比べ少なく、特別区民の声がないがしろにされる。多様な声を反映するためにも見直すべき。(山中委員)